

保発第0526001号  
平成20年5月26日

都道府県知事  
地方社会保険事務局長  
地方厚生(支)局長

} 殿

厚生労働省保険局長

### 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について（通知）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準については、昭和33年9月30日付保発第64号により実施しているところであるが、今般、算定基準の一部を下記のとおり改正し、本年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

#### 記

##### (1) 初検料、往療料及び再検料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定について」の別紙の初検、往療及び再検に係る表（以下「表」という。）中「2. 往療料 1,870円」「3. 再検料 270円」をそれぞれ「3. 往療料 1,860円」「4. 再検料 270円」に改め、「2. 初検時相談支援料 50円」を加える。

##### (2) 初検料、往療料及び再検料にかかる注について

表の注の「2.」「3.」「4.」「5.」及び「注2」をそれぞれ「3.」「4.」「5.」「6.」及び「注3」に改め、「2. 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。」を加える。

○ 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 新旧対照表

新	旧																		
<b>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">初検、往療及び再検</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 初 檢 料</td><td>1,240円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 初検時相談支援料</td><td>50円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 往 療 料</td><td>1,860円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. 再 檢 料</td><td>270円</td></tr> </table>	初検、往療及び再検		1. 初 檢 料	1,240円	2. 初検時相談支援料	50円	3. 往 療 料	1,860円	4. 再 檢 料	270円	<b>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">初検、往療及び再検</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 初 檢 料</td><td>1,240円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 往 療 料</td><td>1,870円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 再 檢 料</td><td>270円</td></tr> </table>	初検、往療及び再検		1. 初 檢 料	1,240円	2. 往 療 料	1,870円	3. 再 檢 料	270円
初検、往療及び再検																			
1. 初 檢 料	1,240円																		
2. 初検時相談支援料	50円																		
3. 往 療 料	1,860円																		
4. 再 檢 料	270円																		
初検、往療及び再検																			
1. 初 檢 料	1,240円																		
2. 往 療 料	1,870円																		
3. 再 檢 料	270円																		
<p>注 1. 当該施術所が表示する施術時間以外の時間(休日を除く。)又は休日に おいて初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加 算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあっての加算金額は 3,120円とする。</p> <p>2. <u>初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。</u></p> <p>3. <u>往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合には、一律2,400円を加算する。</u></p> <p>4. <u>夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額(注3による加算金額を含む。)のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。</u></p> <p>5. <u>2戸以上の患家に対して引き続いで往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。</u></p> <p>6. <u>再検料の算定は、初回後療日に限る。</u></p>	<p>注 1. 当該施術所が表示する施術時間以外の時間(休日を除く。)又は休日に おいて初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加 算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあっての加算金額は 3,120円とする。</p> <p>2. <u>往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合には、一律2,400円を加算する。</u></p> <p>3. <u>夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額(注2による加算金額を含む。)のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。</u></p> <p>4. <u>2戸以上の患家に対して引き続いで往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。</u></p> <p>5. <u>再検料の算定は、初回後療日に限る。</u></p>																		